

山梨県社会福祉審議会
平成 26 年 8 月 28 日（木）

議事（1）

新しい審査部会の設置について

児童福祉施設審査部会の設置について

1 設置の根拠

- ・児童福祉法が一部改正され、保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならないこととなつたため（第35条第6項）。
- ・施行期日は平成27年4月1日（予定）

＜調査審議事項＞

- (1) 保育所の設置の認可に関すること（第35条第6項）。
- (2) 児童福祉施設の事業の停止に関すること（第46条第4項）。
- (3) 無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関すること（第59条第5項）。
- (4) 児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告に関すること（山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例第3条）。

2 担任審議会

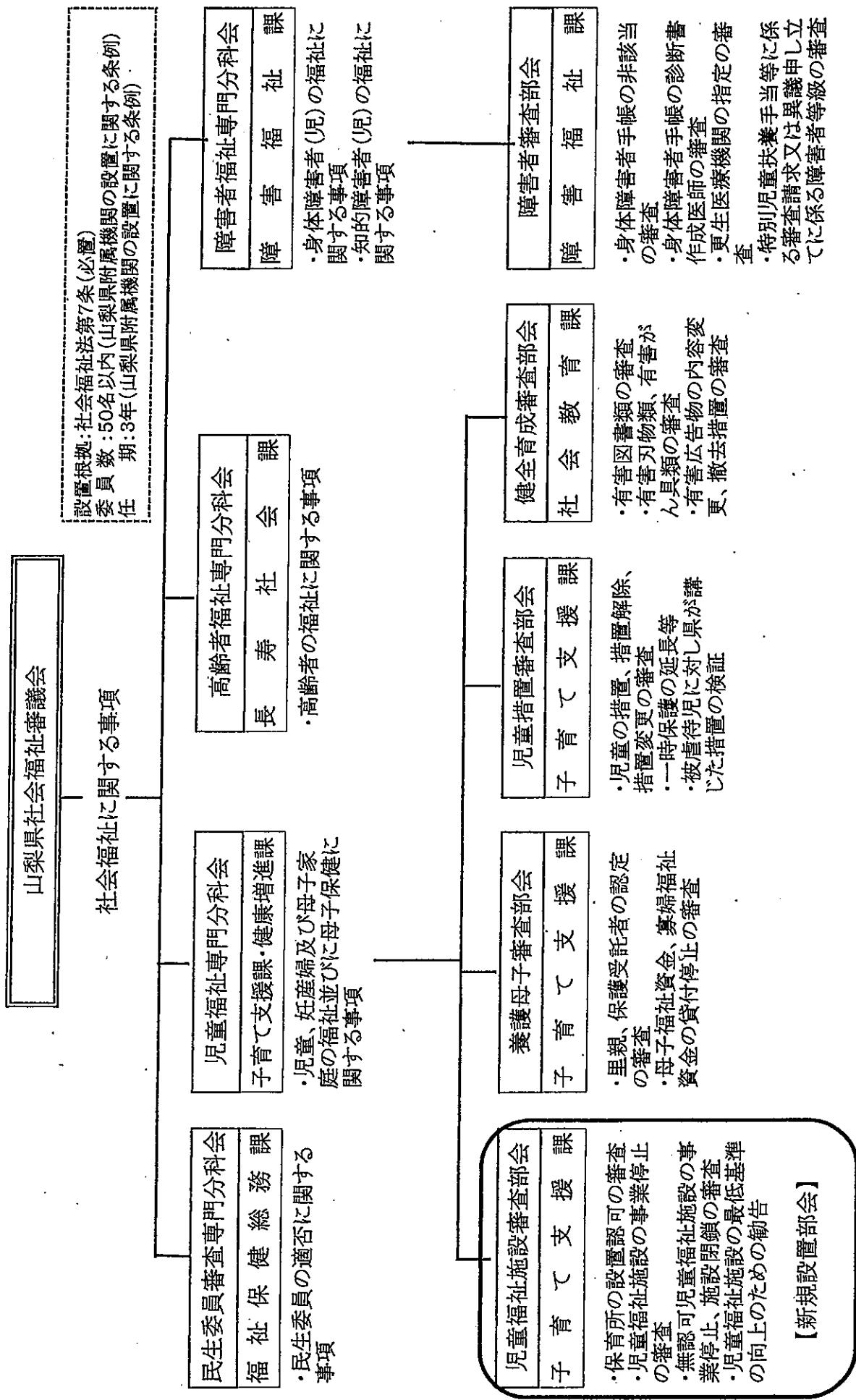
- (1) 本県では、社会福祉審議会に、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置き、「児童福祉に関する事項」を担任させている。
(社会福祉法)
 - ・「都道府県・・・は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる」（第12条第1項）。
 - ・「地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする」（第12条第2項）。
- (2) 社会福祉審議会の担任事務（児童福祉に関する事項）
(附属機関の設置に関する条例)
 - ・「社会福祉法第七条第一項及び第十二条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議等に関する事務」（第3条第2項）。

3 山梨県社会福祉審議会規程の改正

- 山梨県社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）に児童福祉施設審査部会を設置する。
- ・第3条（審査部会の設置）第1項に当該審査部会を追加し、第3項に担任事務を規定する。
 - ・第7条（庶務）に当該審査部会の庶務を行う機関を規定する。

4 児童福祉専門分科会の位置付け

- ・児童福祉専門分科会では、児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項を調査審議する（同規程第2条）。
- ・児童福祉専門分科会に審査部会を置き、委員長から付託を受けた事項を調査審議する（同規程第3条）。



○山梨県附属機関の設置に関する条例

昭和六十年三月二十九日
山梨県条例第三号

山梨県附属機関の設置に関する条例をここに公布する。

山梨県附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(附属機関の設置及び担任事務)

第二条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

略

(山梨県メディカルコントロール協議会等の設置及び担任事務)

第三条 次の各号に掲げる審議会その他の合議制の機関又は協議会として、当該各号に掲げる附属機関を設置する。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第三十五条の八第一項の協議会 山梨県メディカルコントロール協議会

二 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七条第一項の審議会その他の合議制の機関 山梨県社会福祉審議会

略

2 法令及び前項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第二の担任事務欄に掲げるとおりとする。

以下略

別表第二（抜粋）

知事の附属機関

附属機関	担任事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県社会福祉審議会	社会福祉法第七条第一項及び第十二条第一項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議等に関する事務	五十人以内	一 県議会の議員 二 社会福祉事業に従事する者 三 学識経験のある者	三年

児童福祉審議会の役割

審議会の設置	児童福祉審議会の役割
<p>児童福祉審議会</p>	<p>(児童福祉法)</p>
<p>○ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p>	<p>① 第35条第6項(保育所の認可) 都道府県知事は、第四項の規程により保育所の設置の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第八条 第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p>	
<p>2 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。</p>	<p>② 第46条第4項(設備又は運営基準に係る事業停止) 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。</p>
<p>第九条 児童福祉審議会の委員は、児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する。</p>	<p>③ 第59条第5項(無認可児童福祉施設の事業停止、施設閉鎖) 都道府県知事は、第一項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。</p>
<p>○ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）</p>	<p>(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例)</p>
<p>(地方社会福祉審議会)</p>	<p>④ 第3条(最低基準の向上) 知事は、山梨県社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>
<p>第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。</p>	<p>施行期日 ①は平成27年4月1日（予定）から施行</p>
<p>2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。</p>	
<p>(委員)</p>	
<p>第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p>	
<p>(臨時委員)</p>	
<p>第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。</p>	
<p>2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。</p>	
<p>(地方社会福祉審議会に関する特例)</p>	
<p>第十二条</p>	
<p>第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。</p>	
<p>2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは「児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」と読み替えるものとする。</p>	

○ 山梨県社会福祉審議会規程の一部改正（案）について

山梨県社会福祉審議会規程新旧対照表	
第1条～第2条 略 (審査部会の設置)	新 第1条～第2条 略 (審査部会の設置)
第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。	2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。 (1)、(2) 略 (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査 (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第27条の規定による異議申し立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級の認定に関する審査
	3 児童福祉施設審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。 (1) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関すること。 (2) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止に関すること。 (3) 児童福祉法第59条第5項に規定する無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。 (4) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年山梨県条例第63号)第3条に規定する児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告に関すること。

<p><u>4</u> <u>養護母子審査部会は、委員長からの付託を受けて次の事項を調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定による里親の認定に関する審査</u></p> <p>(2) <u>略</u></p>	<p><u>3</u> <u>養護母子審査部会は、委員長からの付託を受けて次の事項を調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3の規定による里親の認定に関する審査</u></p> <p>(2) <u>略</u></p>
<p><u>5</u> <u>児童措置審査部会は、委員長からの付託を受けて次の事項を調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>(2) 略</u></p> <p>(3) <u>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）</u></p> <p><u>第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること。</u></p> <p>(4) <u>略</u></p>	<p><u>4</u> <u>児童措置審査部会は、委員長からの付託を受けて次の事項を調査審議する。</u></p> <p>(1) <u>(2) 略</u></p> <p>(3) <u>児童虐待の防止等に関する法律</u></p> <p><u>第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること。</u></p> <p>(4) <u>略</u></p>
<p><u>6～10</u> <u>略</u></p>	<p><u>5～9</u> <u>略</u></p>
<p><u>第4条～第6条</u> <u>略</u></p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第7条 審査会の庶務は、山梨県福祉保健部総務課において処理する。</u></p> <p><u>ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長、養寿社会課において、児童福祉専門分科会、児童福祉施設審査部会、<u>護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部子育て支援課、健全育成審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。</u></u></p>	<p><u>第4条～第6条</u> <u>略</u></p> <p><u>(庶務)</u></p> <p><u>第7条 審査会の庶務は、山梨県福祉保健部総務課において処理する。</u></p> <p><u>ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長、養寿社会課において、児童福祉専門分科会、児童福祉施設審査部会、<u>護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。</u></u></p>
<p><u>第8条</u> <u>略</u></p>	<p><u>第8条</u> <u>略</u></p>

山梨県社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	調査審議事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

- 2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。

2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請する者の障害程度の審査
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級

の認定に関する審査

- 3 児童福祉施設審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第35条第6項に規定する保育所の設置の認可に関すること。
 - (2) 児童福祉法第46条第4項に規定する児童福祉施設の事業の停止に関すること。
 - (3) 児童福祉法第59条第5項に規定する無認可児童福祉施設の事業の停止又は施設の閉鎖に関すること。
 - (4) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第63号）第3条に規定する児童福祉施設の最低基準の向上のための勧告に関すること。
- 4 養護母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4の規定による里親の認定に関する審査
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による寡婦福祉資金の貸付の停止に関する審査
- 5 児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに当該措置をとること。
 - (ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置、同項第3号の児童に対する小規模住居型児童養育事業を行う者等への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置
 - (イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること。
 - (2) 児童福祉法第33条第5項に規定する一時保護の延長等に関すること。
 - (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること。
 - (4) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置
- 6 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
 - (1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
 - (2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和39年山梨県条例第43号）第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第5条の3第2項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第6条第3項の規定による有害興行の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議
- 7 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。
- 8 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれ

を定める。

- 9 部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 10 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(会議)

- 第4条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。
- 2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。
 - 3 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
 - 4 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。
 - 5 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

- 第5条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。
- 2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

- 第6条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。
- 2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

- 第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、児童福祉施設審査部会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部子育て支援課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月2日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年8月28日から施行する。ただし、第3条第2項の次に1項を加える改正規定（同条第3項第1号に係る部分に限る。）は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。